

別記第1号様式（第7関係）

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第6期 第1回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開催日時		令和6年7月25日（木）10時00分～11時52分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1 開 会 （1）委員委嘱 （2）委員紹介 （3）会長選任 （4）会長代理の指名 （5）諮問 2. 議 事 （1）第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要 （2）国・都等の動向 （3）本区の状況と計画の進捗状況
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数0人
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、蔵方康太郎、富沢正弘、松浦義忠、有里真穂、西山陽介、宮崎けい子、細川正博、青木正典、飯島一夫、木川るり子、望月綾子、岡田英男（環境清掃部長）、柳信雄（環境清掃部副参事）（敬称略）
	そ の 他	環境清掃部環境政策課長、環境清掃部環境保全課長、環境清掃部豊島清掃事務所長

	事 務 局	環境清掃部ごみ減量推進課長 ごみ減量推進課計画調整係長、同主事 ごみ減量推進課事業推進係長、 豊島清掃事務所管理係長、豊島清掃事務所作業係長、 豊島清掃事務所統括技能長
--	-------	--

審 議 経 過

(10 時 00 分開会)

1. 開 会

- (1) 委員委嘱
- (2) 委員紹介及び自己紹介
- (3) 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例
により、松波委員を会長に選出
- (4) 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例
により、斉藤委員を会長代理に指名
- (5) 区長より諮問及び挨拶

2. 議 事

○ごみ減量推進課長 それでは、議事に移ります前に、会議の公開等についてご説明させていただきますと思います。審議会等の会議の公開に関しましては、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めがございます。この要綱に従って次の通り処理をさせていただきますということで考えております。1. 豊島区リサイクル・清掃審議会は公開する。2. 傍聴について、区のホームページに記載するほか区広報紙等で事前に周知し、傍聴者に関しては会議の運営に障害をきたさないと会長が判断した場合、希望者を受け入れる。3. 会議録について、会議録の記載事項のうち、審議経過については、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現で整理する。事務局及び区側出席者については、「職名」で整理する。会議終了後、全委員の確認を経た後、ホームページに掲載する。以上3点でございます。この件につきまして異議がないようでしたら、事務局案のとおり会議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。それでは、これからの進行は、会長にお願いいたします。では、会長よろしくお願いたします

○会長 それでは、司会を代わらせていただきます。よろしくお願いたします。まず、傍聴についてです。事務局にお尋ねします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○ごみ減量推進課長 本日傍聴希望者はいません。

○会長 それでは、2. 議事に入らせていただきます。(1) 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要、について事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは私から、資料第1-5号となっております第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要についてご説明をさせていただきます。座ったままで

説明させていただきます。まず、「一般廃棄物処理基本計画」でございますけれども、廃棄物処理法第6条に基づきまして、市区町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める計画でございます。

国の指針では、「一般廃棄物処理基本計画」は「国や都道府県の計画等を踏まえたものとする」となっております。後ほど、国や都の動向の中で触れさせていただきますが、国においては「第四次循環型社会形成推進基本計画」、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」といった計画等と整合を図ると、それから、豊島区におきましては、「豊島区基本計画」、及び「未来戦略推進プラン」あるいは「豊島区環境基本計画」、こういった計画等と整合を図りながら策定することとなっております。

また、「災害対策基本法」には、「災害廃棄物処理計画」を各市区町村においても策定することとなっております。

おめくりいただきまして、2ページのほうに国の法体系、それから区や東京都との計画の位置づけをまとめてございます。

続いて3ページの2につきまして、「第四次一般廃棄物処理基本計画」の概要でございます。「豊島区一般廃棄物処理基本計画」でございますけれども、最初に策定されたのが、平成12年3月でございます。平成12年に清掃事業が東京都から特別区に移管されまして、その流れを受け、「豊島区の一般廃棄物処理基本計画（第一次）」を策定いたしました。

次の第二次の基本計画が、平成21年3月に策定されたものでございます。大きな流れとしましては、平成20年度から廃プラスチックのサーマルリサイクルを開始したことと、資源回収を週2回に倍増させる新資源回収の開始に合わせ、この計画を改定したというところでございます。

次の改定は、平成26年3月に策定されました第三次の、「一般廃棄物処理基本計画」でございます。この間の流れとしましては、平成23年の東日本大震災で再認識されました廃棄物処理のライフラインとしての重要性、それから廃棄物の発生抑制、再利用の重要性をうたった国の「第三次循環型社会形成基本計画」の策定、こういったものを踏まえて策定したところでございます。

そして直近の改定が令和3年3月に策定されたものでございます。これは、令和2年11月に本区が「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されたことを受け持続可能なまちづくりを反映し策定したものです。

現行計画では、令和3年度から令和17年度までの15年間を計画期間としております。こちらの計画につきましては、計画の進捗状況、それから社会経済状況の動向などに応じ、おおむね5年ごとに見直しをするということになっておりまして、今回改定を進め

ていくというものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。現在の第四次計画の理念・目標と施策の体系を図示しております。基本理念といたしまして、3Rの輪でSDGsを実現するまちとしまということで定めております。

こちらは、高い意識を持った区民、事業者、それぞれがごみ減量に取り組み、SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指していくものでございます。

その基本理念のもとに、三つの基本方針を定めております。一つ目が「リデュース・リユースの推進」、二点目が「質の高いリサイクルの実現」、三点目が「安定的で適正なごみ処理」ということで、三つの基本方針を掲げ、それぞれの方針に対して四つないし五つの具体的な施策を定めたものでございます。

5ページにいきまして、3. 計画改訂スケジュール（案）というところでございます。今回、下の表のとおり、審議会は本日を含めおおむね6回を予定しているところでございます。

第1回の審議会が本日です。第2回の審議会は10月頃を予定しておりますけれども、それ以降はおおむね3カ月に1回ぐらいの割合で開催をさせていただきます。今回は豊島区の現状ということで、前回の計画策定以降のさまざまな施策の進捗状況を本日は共有させていただきます。また、そこから導かれる計画改定のポイントを本日お示しさせていただきます。

次回以降、具体的な施策につきまして、より詳細な区の状況などをお示ししながら、皆様にご議論をいただきたいと考えておりまして、それが2回からおおむね4回にかけて進めてまいりたいと考えております。

第5回の審議会では、答申の素案を提示させていただいて、またご議論をいただき、最終的な答申は、令和7年11月頃予定している第6回の審議会に取りまとめるようにしていきたいと考えております。

その答申を受けまして、区のほうで「一般廃棄物処理基本計画」の計画（案）を作成した後、7年12月にパブリックコメントを行った後、令和8年1～2月に最終的な計画の策定を完成させたいというふうに考えているところでございます。

「災害廃棄物の処理基本計画」の修正につきましても、審議会の中、おおむね現在のところは第4回あたりで修正案をお示しさせていただきながら、こちらの計画の修正についてもご議論をいただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今のご説明に対しまして何か、ご質問等ありますでしょうか。特にないようですので、次に（2）国・都等の動向、について事務局より

説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 はい。それでは、国・都等の動向につきまして、資料第 1-6 号で
ご説明をさせていただきます。

まず、1 番で国の動向でございます。先ほども出てまいりました「循環型社会形成推進基本計画」でございますが、こちらは第 5 次計画について、本年夏ごろに閣議決定を目指し改訂作業に取り組み中ということでございます。

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環といった 5 つの柱の案を掲げ、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現に向けて、具体的な取り組み例というものを示している計画に改訂される予定でございます。

次に、(2)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行でございます。この法律は、2021 年 6 月に成立し 2022 年 4 月に施行されました。事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められ、分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。

これを受け、令和 5 年 10 月から、本区においても区内全域でプラスチックの資源回収を開始しました。

最後に (3) サーキュラーエコノミーへの移行でございます。国は資源循環と経済成長の両立を目指す「サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行」をキーワードとした施策を進めています。具体的には以下に直近の動向例を示してございます。

3 ページをご覧くださいまして、2. 東京都の動向ということでございます。

(1) 令和 3 年に『未来の東京』戦略及び「東京都環境基本計画」に基づく個別分野の計画として、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が改訂されております。

続きまして、4 ページをごらんください。(2)「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」の策定です。これは「ゼロエミッション東京戦略」を策定した令和元年からコロナ禍によりさらに気候危機の状況が深刻化したため、目標である 2050 年 CO2 排出実質ゼロに向けて、行動の加速を促すよう削減に向けたロードマップをアップデートしました。

5 ページをごらんください。(3) 東京都災害廃棄物処理計画の改定です。令和 4 年 5 月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、令和 5 年 9 月 14 日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。本区においても、「地域防災計画」を令和 6 年度に改定予

定です。「地域防災計画」や「東京都災害廃棄物処理計画」との整合性を図りながら、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」の一部を見直します。

最後に3. 国際的な動向でございます。持続可能な開発目標の採択ということで、これはご存じのとおり2015年9月国連サミットで採択をされたものでございます。

6ページをご覧ください。本区は、令和2年、内閣府より、SDGsへの優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定されました。その中で、特に先導的な取組として「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されました。ダブル選定は東京都初となります。

最後に(2) サーキュラーエコノミーへの移行です。これは国の動向でもご説明しましたが、ここでは先進的に進めているEUの取組事例を紹介しております。

以上雑駁ではございますが、国や東京都等の動向といったところは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、何か、ご意見ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。それでは特にないようですので、次に(3)本区の状況と計画の進捗状況についてご説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、本区の状況と計画の進捗状況、また計画改定のポイントを併せて、資料第1-7号と1-8号をごらんください。まず、資料1-7号、本区の状況と計画の進捗状況についてご説明させていただきます。

2ページをごらんください。1-1 地域の特性ということでございます。(1) 人口・世帯数ということで、豊島区の現在の状況ということでございます。令和6年1月1日現在で29万1,650人となっておりまして、世帯数は18万4,969世帯となっております。前回計画が策定されました令和3年の時点での人口が28万人余りということでございますので、それから3年間でさらに1万人程度、人口が増加しているというような状況でございます。

また、外国人につきましても増加しておりまして、現在3万2,732人ということで、こちらに推移がございましたが、令和3年は2万6,458人でしたので6千人程度増加しているという状況でございます。

続いて隣のページ(2)は年齢階層別人口ということとなっておりますが、ご覧のようになっている状況でございます。

続きまして、4ページをごらんください。4ページの(3)が世帯の家族類型、居住形態ということでございますけれども、令和2年の国勢調査では、本区の世帯のうち単身世帯の割合が64.6%ということとなっております、ご覧いただきますとおり、単身世帯の割合が平成22年からだんだん増えているというような状況がご覧いただけるか

と思います。

居住形態別のところでございますけれども、一戸建ての割合が一番左の青色の部分で19.8%ということで、一戸建ての割合が徐々に少なくなっているというところがございます。一方で、共同住宅の割合が増えてきているというような状態になっております。

続きまして、5ページをご覧ください。(4) 事業所数や従業員数でございますけれども、おおむね1万9,000前後、従業員数は26万人前後で推移をしているということでございます。

続いて6ページをご覧ください。6ページの業種の内訳は、令和3年経済センサスの結果では、ご覧のとおりになっています。

続きまして7ページでございます。7ページは区内事業所の従事者規模内訳を示しております。5人未満の小規模事業所が52%と半数を占めております。

続いて8ページをご覧ください。1.2でございますが、ここからは豊島区のごみと資源の流れというところがございます。(1) ごみの排出方法ですが、まず、家庭ごみのうち、「燃やすごみ(可燃ごみ)」と「金属・陶器・ガラスごみ(不燃ごみ)」につきましては、集積所で収集をしております、粗大ごみについては申し込みによる戸別収集を行っているというところがございます。

事業系のごみにつきましては、事業者の責任で処理業者に委託するなどして処理することが原則となっておりますけれども、少量排出の事業者(日量10kg未満)のごみは、有料収集を、ごみ処理券を貼付した上で出してもらうことになっております。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回、それぞれ回収しているというところがございます。

続いて、(2) 資源の回収方法でございます。集積所では、「びん・かん・ペットボトル」、それから「紙・布類」「プラスチック」を週1回収しているところがございます。また、小型家電や蛍光灯・乾電池・廃食油等につきましては、公共施設などの拠点で回収をしているという状況でございます。また、地域の町会の方々にもご協力をいただきまして、集団回収ということで、古紙を中心に回収いただいているという状況でございます。

なお、プラスチックの資源回収につきましては令和5年10月から区内全域で新たに導入いたしました。

(3) ごみ・資源の流れというところがございます。9ページの図8 ごみの流れも参考にご覧ください。

ごみの収集から処分につきましては、役割分担をそれぞれしながら行っておりまして、ごみの収集運搬については各区で行っております。その後、焼却や破碎といった中

間処理につきましては東京二十三区清掃一部事務組合で行っておりまして、最終処分は東京都に委託をして実施しています。

金属・陶器・ガラスごみの流れでございますけれども、すぐ図の右に行きますと、民間処理施設というところがございますが、こちらは平成 30 年度から開始をいたしまして、民間処理業者に委託をしまして、不燃ごみの資源化事業ということで、資源化しているところでございます。おおむね、ここで 90%の資源を取り出して再資源化をしているというものでございます。

最後に、粗大ごみですが、区内にあります中継所で、金属部分を取り出して再資源化をしているということ、それから家具など小規模な修繕で再利用できるものにつきましては、リサイクルセンターで無料のあっせんなども行っております。

続きまして 10 ページをご覧ください。②で資源の流れのご説明をします。集積所に分別排出されました「びん・かん・ペットボトル」、「プラスチック」、「紙・布類」は、民間の委託業者が回収し、選別・圧縮・梱包等を行っているという状況でございます。

そのほかのものについては、ご覧のとおり、それぞれでリサイクルをされているところでございます。

続きまして 11 ページでございます。ここからは第四次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況でございます。まず、ごみ・資源回収量の推移です。前回の計画策定以降、ごみ量の推移ですが、先ほどご覧いただきましたとおり、人口は 1 万人程度増えている状況でございますけれども、令和 5 年 10 月からプラスチックの資源回収を始めたことなどから、年間のごみ量につきましては、3,000 トン程度減っている状況でございます。

そういった状況でございますので、区民 1 人 1 日あたりのごみ量も減少の傾向というところでございまして、5 年度につきましては、473 グラムといった状況となっております。

つづいて 12 ページの、(2) になります。資源回収量・資源化率についてです。図 11 が資源回収量と資源化率となっています。こちらにつきましては、資源回収量はほぼ横ばいではありますが、資源化率については、プラスチックの資源回収の始まりに伴い令和 5 年度は 23.7%と上昇しております。

なお、資源化率についてでございますが、図 11 の下の※書きのところでございますけれども、分母が【ごみ量+資源回収量】ということで、その分母のうち資源回収量がどれだけあるかということが分子ということで、その割合ということになっております。ごみ量が減って資源回収量がふえれば、資源化率が上がることとなります。

下の図 12 は、資源品目別の資源回収量の推移です。特に減っている部分が多いのは、

緑色で示されている紙類でございます。一方でプラスチック類についてはプラスチックの資源回収の始まりに伴い令和5年度は2,663 tと増加しております。

続いて13ページ、(3)未利用食品についてです。ここからは組成調査ということで、家庭から排出されたごみを持ち帰りまして、その中身をあけて、こういったものが含まれているかを調査した結果でございます。

家庭系ごみの中では未利用食品が、厨芥（台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。）の8.5%を占めており、燃やすごみ量の3.2%を占めています。

次に(4)プラスチック回収の効果についてです。図13の過去の調査結果との組成比較によれば、令和5年度は4年度に比べてプラスチック類が家庭系ごみでは2.8%減少しています。

続きまして14ページでございます。(5)家庭系ごみと事業系ごみの比較についてです。事業系可燃ごみの組成はその性質から、家庭系可燃ごみの組成と比べて、紙類が2倍以上になり、厨芥が大幅に少なくなっています。

続きまして15ページをご覧ください15ページは、数値目標の達成状況です。「第四次一般廃棄物処理基本計画」で掲げおりました「区民1人1日あたりのごみ量」について、目標が棒グラフで示されておりまして、折れ線グラフのほうが実績の数値となっております。

令和3年度につきましては、513グラムという目標に対して524グラム、4年度は505グラムに対して510グラムと目標を達成できていませんでしたが、5年度はプラスチックの資源回収の開始ということで、目標値を大きくクリアできているという状況でございます。

一方の資源化率の目標につきましても、同様に令和5年度に目標の22.2%に対して23.7%と目標値をクリアできているという状況でございます。

以上が、ごみ・資源回収量についての推移といったところでございます。続きまして、16ページにいきまして、2.3計画項目の進捗状況ということでございます。

下の表ですが、第四次の計画において定められた各施策について、どのような取り組みを実施してきたかということと、そこから出てくるさらなる課題を、私どものほうでまとめをさせていただいたものでございます。このあたりをまとめて、後ほどの資料1ー8号、計画のポイントでまた整理をさせていております。

三つの方針ということで、まずは方針1、「リデュース・リユースの推進」でございしますが、施策の「①リデュース・リユース施策の継続的な展開」の取り組み状況といたしましては、広報やアプリ、SNSなど多様な媒体の活用や、出前講座、フリーマーケット実施団体への支援、再生した粗大ごみのあっせんなどによる普及啓発を進めてきたと

ころですが、フリーマーケットの実施団体やリサイクル品収集数が伸び悩んでいるところが課題となっています。

「②食品ロス削減の推進」のための取り組みということで、フードドライブ等様々な施策を進めてきたというところでございますけれども、さらに推進させるためには周知方法の検討が必要と考えております。

17 ページでございます。「③区民・事業者への情報発信」についてですが、この間、外国人向けの冊子の多言語化を行ったり、集積所に、外国語版にリンクで行けるQRコードを貼付なども行っております。合わせて、多言語化対応のごみの分別アプリ「さんあ〜る」を導入したところです。今後の課題としましては、先ほどもご説明した通り、外国人人口が増加し続けているところから、既存の取り組みの継続に加え、さらに充実させていくことが必要ではないかと考えております。

「④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進」でございます。使い捨ての飲食器を廃止し、マイボトルの持参を促す取り組みの実施や、食品ロスの関係ですと、事業者と協力しまして、飲食店等で「食べきり」のための取り組みを行っていただく店を「食べきり協力店」ということで登録を進めております。

⑤の「区民の活動支援と連携の場の創出」という点では、町会の方々と集団回収などを通じて行っておりますし、町会清掃担当者との連絡会で情報共有や、意見交換をしたり、それから施設見学会ということで、リサイクル施設等を見学いただくということで、そういった意識を高めております。

18 ページでございますが、次は（２）で方針の2 ということでございますが、「質の高いリサイクルの実現」という方針でございます。

これについての施策は四つございますが、「①プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収の実施」というところでは、令和5年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの回収を始めたところです。これにつきましては、区内全域で開始してもうすぐ1年ですので、今後もその推移を見守るとともに、継続した施策の周知が必要と考えております。

「②事業者の自主的な取り組みの推進」というところでは、メーカー等の回収が進んでいるところではありますが、そういったことなどをさらに区民へ周知していくことが必要と考えております。

「③事業系ごみのリサイクルの推進」につきましては、事業者のほうでも排出の意識が変化するよう、今後も事業者に対しても、資源化の啓発を継続的に進めていく必要があると考えております。

19 ページをご覧ください。「④集団回収の積極的活用」ということでは、引き続き町

会等にご尽力をいただきながら進めていくというところでございますけれども、町会員の高齢化により家からの運搬が困難となってきたなどの課題がございます。

最後、(3) 方針3でございますが、「安定的で適正なごみ処理」でございます。こちらは五つの施策がございます。

「①適正分別・適性排出の徹底」については、新規の集合住宅や事業用建築物に対して、ごみ保管庫の確保等の指導を行っておりますが、引き続き分別を適切にやっていないところについては、適正に排出をしていただくための指導を進めていく必要があると考えております。

20 ページをご覧ください。「②有害物質等の適正処理」につきましては、火災の危険性のある充電電池、リチウムイオン電池等について、本年4月からごみ減量推進課においてリチウム電池回収協力店で回収できないような海外製の充電電池などの窓口での受付を始めたところです。こちらにつきましても引き続き適正処理に関する周知を継続させる必要があると考えております。

「③事業者への情報提供・指導」につきましては、計画の施策体系の「(2) 質の高いリサイクルの実現」「③事業系ごみのリサイクルの促進」とも関わりますが、区内事業者へ事業系ごみの排出・処理状況や法令、条例などに関する情報提供を行い、事業系ごみの減量・資源化の啓発を継続的に進めていく必要があると考えております。

21 ページにお進みください。「④ごみ収集有料化等の調査・検討」でございますが、区民の自主的な取り組みですとか区の施策などを進めながら、ごみ量は減少傾向というところではございますが、有料化については、引き続き慎重に検討していく課題ではないかと考えています。

最後に⑤災害廃棄物対策についてです。令和3年3月に豊島区災害廃棄物処理基本計画を策定したところですが、この間、都では10年ぶりに被害想定が見直され、併せて東京都の「地域防災計画」も見直されました。それを受け本区においても「豊島区地域防災計画」を現在見直しております。豊島区の見直された新しい「地域防災計画」との整合性を図りながら、本計画についても見直していこうと考えております。

以上、1-7の資料で本区の状況と計画の進捗状況をご説明させていただきました。先ほど出てきました取り組みと課題といったところから、計画改定のポイントというような形で、今後皆様にご議論いただきたい点について、事務局のほうで、現時点での案という形でまとめをさせていただいています。それが、資料1-8「計画改定のポイント」です。

まず、一つの目のポイントとしては、「区民・事業者への情報発信」でございます。区ではリデュース・リユースの推進のための普及啓発に係る様々な取り組みを実施して

きたところですが、アプリの利用者などの伸び悩みも見られることから、更なる推進のためには周知方法の検討が必要であると考えております。

それから、二番目の「リサイクル品目・手法も含めたさらなる検討」でございますけれども、令和5年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの回収を区内全域で開始いたしました。早速可燃ごみの中のプラスチック類が減少するなど一定の効果は表れてきております。

今後は更なるごみの減量を目指し、新たな再資源化できる品目などの検討が必要であると考えております。

最後に、三番目、「処理困難物の適正排出」についてでございます。さきほども申し上げた通り、特にリチウムイオン電池などの二次電池は火災の原因につながるおそれもございますので、安全性の観点からも処理困難物については、誰にでもわかりやすい分別方法の確立や啓発を検討していく必要があると考えております。

以上、計画の進捗状況、それから今後ご議論いただきたいポイントということでまとめさせていただいたところでございます。私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、何か、ご意見ご質問はありますでしょうか。

○委員 サーキュラーエコノミーについてです。サーキュラーエコノミーへの移行ということで、ペットボトルや紙のリサイクルなど国でも取り決めが進んでおります。豊島区でのサーキュラーエコノミーへの取り組みについて、また計画改定のポイントの中でプラスチックごみの回収を推進されるということでございますが、サーキュラーエコノミーにおける再生プラスチックの再活用というようなことも含まれてくると思います。そういったところで計画改定のポイントの中には、サーキュラーエコノミーがどのように位置づけられるのか、現状についてご説明いただければと思います。

○ごみ減量推進課長 サーキュラーエコノミー自体新しく入ってきた概念なので、今後審議会の中で検討できればと思っておりますが、委員からご指摘がありました、ペットボトルやプラスチックについても、豊島区で回収したペットボトルについては、8割ぐらいのペットボトルについては、再びペットボトルになって出ていくという状況です。施策の中で何かとサーキュラーエコノミーに関わる部分は出てくるかと思うのですが、そういうところも整理しながら、今後ご議論いただければと思います。

○会長 サーキュラーエコノミーの概念は非常に先進的なもので、現行の日本の循環型社会を形成するための取り組みでいうと、まだそこまで進んでいない。そもそも廃棄物を最初から作らないという考え方がサーキュラーエコノミーになりますので、まだまだ現行の法律ではそこまでいかない。だから、随時その方向に進んでいく必要があると考えております。その他ご意見等ございますでしょうか。

- 委員 データについて若干質問があります。ごみ量のところですが、まず1点目は、ごみの発生量を示されていますが、これは事業系と家庭系で分けられないですか。豊島区は池袋という大商業地域を持っていますので、事業系が重要であると思います。
- ごみ減量推進課長 事業系と家庭系のごみは同じ清掃車で運んでおりまして、この部分が事業系のごみと分けることが困難でして、両方含まれた状態になっています。
- 委員 完全には分けられなくても、料金徴収の有無とか、地域で分けてみて、この地域は事業者が多いから事業系のごみだろうくらいの分け方はできないですか。
- ごみ減量推進課長 分け方等は検討して、後ほどまたお答えいたします。
- 委員 これからの議論で重要なところだと思います。よろしくお願いいたします。それから、ごみ量が減少したのは、資源回収を始めたからとのことですが、これはコロナの影響はないのですか。
- ごみ減量推進課長 確かに、コロナの時期に家庭にいる時間が長くなり一時的にごみが増えたということもありますけれども、プラスチックを10月から回収し始めて、プラスチックが再資源化されることにより減少した部分も大きいのではないかと考えております。
- 委員 リサイクル率が二十数パーセントとのことですが、事業所は民間業者の資源回収に出していますよね。それは把握されているのでしょうか。
- ごみ減量推進課長 それは把握しておらず、資料にも含まれておりません。
- 委員 そちらを把握すればもう少しリサイクル率が上がってくるのではないのでしょうか。
- ごみ減量推進課長 民間収集の部分を把握することでリサイクル率が上がると思いますが、把握の方法を検討しないといけないと思います。
- 委員 事業系の資源化を進めなければいけないという項目がありますが、そもそも事業所は行政を通さずに自ら資源化していると思いますので、それを評価する意味でも把握する必要があるかと思います。今後の議論の中で必要になるかと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。
- 会長 その他ご意見等ございますでしょうか。
- 委員 資料1-7号に地域の特性、人口・世帯数ということで、豊島区だけかわかりませんが、外国人が多いという印象を受けております。その次のページを見ますと、年齢階層別人口ということで、生産年齢人口が71.6%、結構高いんだなと思いました。そして65歳以上が19.4%、14歳以下が8.9%、高齢人口が低下していることに若干びっくりしているところでございます。

4 ページ目に一般世帯の家族類型というのがございます。単身世帯ですが、若い人の単身世帯という意味ですか。ご高齢者の単身世帯も入るという意味でしょうか。どちらでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ご高齢者の単身世帯も入るという意味でございます。

○委員 含まれているということでございますね。あともう一点、1-6 号の中で、国と都の動向でございますが、先ほどご説明がありました、「ゼロエミッション東京戦略」というのがありますね。国や東京都も、いろんな目標を立ててやっていると。豊島区もこれを受けて、「ゼロカーボンシティ」を 2050 年を目指してやっていると。現時点で、一般廃棄物のリサイクル率 37%、廃プラスチックの焼却量 40%削減、食品ロス発生量 2000 年度比半減というのは、豊島区はこの辺のところ進捗はいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 豊島区の場合は「一般廃棄物処理基本計画」の中で目標をたてておりまして、先ほどご説明したところ、資源化率の目標が 22.2%のところ、23.7%になっているところで、都全体でどうなっているのかはわかりののですが、「ゼロエミッション東京戦略」の関係ではないのですが、「一般廃棄物処理基本計画」の中では目標を達成できているという状況でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その他ございますでしょうか。

○委員 廃プラの資源化について伺います。先ほど国の動向の資料の中にも水平リサイクルについての考え方があると思います。先ほどの他の委員の質問に対して、ペットボトルの資源化については進めるという話がありました。ペットボトル以外にもプラスチックの回収はしているわけですので、そちらについての言及がありませんでしたが、そちらの方はいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ペットボトル以外の資源の回収につきましても、ペレットなどに再資源化されているのと、一部ガス化されているもの、どちらについてもリサイクルされております。

○委員 ペレット化したものを、そのあと燃料にするということですね。ペレット化とガス化というのは、大きくサーマルリサイクルの話だと思います。パレット化については、プラスチックを再生して製品にする水平リサイクルの考えだと思います。割合はいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ガス化している、ケミカルの方が 5%、残りがマテリアルということになります。

○委員 そのマテリアルの中には、ペレット化も含まれるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ペレット化も含まれております。

○委員 一回でお答えいただけるとありがたいのですが、私の伺ったのは、ペレット化というのもそのあと燃料になるのではないかということをお願いしました。ですので製品リサイクルとして分類できるであろうペレットにするような、製品化のものと、それ以外のものというのはどのくらいの割合でしょうか。

○ごみ減量推進課長 マテリアル化されている、ペレットになるものが95%で、5%がガス化されているもの、という割合になっております。

○委員 マテリアル化しているものの、内訳をお伺いできますか。

○ごみ減量推進課事業推進係長 現在プラスチック製容器包装と、製品プラスチックを一括回収しておりますが、そのうちプラスチック製容器包装が、マテリアルの方に回っておりまして、そちらが約95%ございます。一方で製品プラスチックの方が、ケミカルリサイクルのルートに回っておりまして、約ですけれども5%となっております。

○委員 マテリアルに分類されているもののうち、水平リサイクルできているものはどのくらいあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課事業推進係長 実際マテリアルリサイクルのルートに回ったものの中でも、全てが水平リサイクルできているわけではございません。約5割がペレットなどの原材料に回り、適さないものがRPFなどの燃料に回っています。

○委員 今回計画を作っていくということなので、プラスチックのリサイクルした後の行き先をどのように考えていくかが大事になっていくのではないかと思います。結局ガス化するというのは、燃料にして燃やしていくということになるので、熱回収をしていくという意味で、リサイクルに分類されるわけですが、水平リサイクルの割合を増やしていくといった目標もあると思います。計画改定のポイントの中の、2のところに課題として、「リサイクル手法の検討が必要」ということも書いてあります。これはそういったことを意味しているのかどうかお答えいただけますか。

○ごみ減量推進課長 今指摘があった通り、リサイクル手法についても、今言っていた水平リサイクル等も含め、併せて検討していこうと考えています。

○委員 ありがとうございます。それが検討項目に入っているのであれば、私が今質問した内容は資料として数字を出していただけるとありがたいです。また手法等についても、提示がないと専門の方ばかりではなく、検討が難しいと思うのでそういった資料もお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 次回検討する時に、資料をご用意させていただきたいと思います。

○委員 併せて現状のプラスチックのリサイクルの状況についても、全国的な動向等もわかる範囲でお調べいただけるとありがたいと思っています。私が聞いているところだと、プラスチックのリサイクル工場の稼働がひっ迫しているということです。そういったこ

とが今回の資料の中では測れませんので、そういうところも補足していただけるとありがたいのですがいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 全国の状況の資料とプラスチックの再資源化の流れ、豊島区のとっているやり方、割合などの資料について次回、お示しできればと考えます。

○委員 よろしくお願いいいたします。もう一点だけ伺います。資料 1-7 の 9 ページの表なのですが、図の 8 のごみの流れというのがあります。ごみの流れという資料なのですが、これは第 4 次の基本計画の 7 ページの図と似ているのですが、若干アレンジをされているように見受けられるのですが、これを変えた理由は何かあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 前回粗大ごみの資源化というのがなかったので、「鉄類の資源化」を加えております。

○委員 粗大ごみのところのみですかね。清掃工場から出る残渣をスラグ化するというような流れは今日の資料の 8 ページ目のテキストの方には書いてあるのですが、そういった流れが今回の図では、抜け落ちています。さっき申し上げた第 4 次の計画の方の資料では図示されているんですよね。こういったところが抜け落ちていたりとか、粗大ごみの流れのところで、中継所のところでも資源化するという流れが今回から加わっているというところもあります。これは流れが変わったのか、資料の作り方として何か意図があったのか、お答えいただけますか。

○ごみ減量推進課長 粗大ごみのところは新たに資源化を加えたのですが、スラグ化につきましては簡略化して、残渣のところに入れてしまって作成しました。

○委員 それは間違いではなかったということなんですね。だとすると、なぜ「灰の資源化」が抜け落ちてしまうのでしょうか。先ほど会長のお話にもありましたが、サーキュラーエコノミーの考え方の中で、そもそも廃棄物を出さないようにしていくという概念がある中で、埋め立てをしているわけではないのに、これまでの資料では資源化のことに言及していて、なおかつ今回の資料のテキストにも書いているわけですよね。それなのに落とす理由というのが全く分かりません。きっと間違えたんだと思ってこういう話をしているんですが、間違えていないというご説明ですので、もう少し合理的に説明していただけますでしょうか。

○ごみ減量推進課長 申し訳ございません。次からスラグ化の部分載せて掲載いたします。

○委員 今の指摘は大した指摘のつもりで話したわけではないのですが、意味があるなら今みたいなお答えでいいのですが、そうでないのであれば、前回と違うところを言っていて、最後の結論のようなところを言っていたいただければいいのではないかと思います。以上です。

○会長 その他ご意見よろしいでしょうか。

○委員 先ほど、区長の方から諮問書を会長にお渡しいただいたのですが、資料 1-4 ですが、ご案内のとおり能登半島地震が発生して、「通常の処理能力を大きく上回る量の」という文言が入っております。この点はすごく大事な話だと思うし、最近高層ビルも建ってはおりますが、少し裏に入ると低層の木造の建造物などがあり、インフラなどいろんなことをしないと大変だろうなと思っている次第でございます。その中でごみの収集等についても、インフラ整備をしていかないといけないということだろうと思いますが、2点お伺いしたいと思います。私はこの「令和6年1月には、」以降の文章が、非常に問題だなと思ったわけですが、一方で個々のごみ収集の審議会と、景観の審議会を豊島区でもおやりになっているかと思います。景観のインフラ整備が議論されるかと思うのですが、連携をしながらやることあるのかないかお聞きしたいのが1点と、せっかく一番最後に事務局の方が、1-8で計画改定のポイントをまとめられております。このやはり危機管理というか、南海トラフ等いつ来るかわかりません。このことについてはですね、諮問を受けたことについて、私はちょっと見た時に触れていないように見えたんですが、これは入れるべきではないかなと感じました。そのような形で、危機管理対策、インフラ整備、それから都内自治体との連携、もっと言えば都内の区と地方との連携が必要だと。都は地方との連携をやると書いてあるわけですから、その辺のところご検討いただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 審議会との連携というのはないのですが、この審議会で話している内容については、結果を環境部の景観の部署に情報共有しますので、そういったところで連携を図っていこうと思っています。資料 1-8 についてですが、「一般廃棄物処理基本計画」についての改定のポイントということになります。「災害廃棄物処理基本計画」については、検討するのが第4回目の審議会以降ということになりますので、改定のポイント自体も決定しているものではありません。今後「地域防災基本計画」という上位の計画ができましたら、それと整合性をとって、改定のポイントも検討できたらと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その他ございますでしょうか。

○委員 私の知識が追いついていないだけかもしれませんが、1-7の計画項目の進捗状況、の資料のところで、1-8とも共通するのですが、「備考・課題など」のところを読みますと、広報するだったり、周知するといった内容のことが課題として挙げられている項目があります。確かに広報する、周知するというのも課題だと思うのですが、例えばなぜ伸び悩んで登録者数が少ないのか、その分析が本来の課題ではないかな

と、感じました。その分析もきちんとしたうえで、じゃあどうやって広報していくのか、どうやって周知していくのか、そこをもう少し深く、課題として何かこう資料があれば次回までに、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 委員のご指摘の通り、今回取り組み状況と課題ということで、現状を書いたところですが、今後第2回目以降はその課題を事務局の方で分析して、なぜ広報や周知の部分が足りなくなったのかというところも分析しながら、資料を提供していきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。あと、課題の分析も大切ですけど、もし目標値等も、具体的な数値等もあればもっとわかりやすくなるかと思います。次回よろしく願います。以上です。

○会長 その他ございますか。

○委員 よろしく願いいたします。先ほど高際区長もごあいさつでおっしゃっていましたが、豊島区の最上位計画である、「豊島区基本計画」、「基本構想」とともに策定が進んでいるところであります。計画では2025年度までの計画でございましたけれども、高際区長の方針として、1年前倒しをして豊島区の「基本計画」を、今年度中に策定していくということです。ですので、最上位計画から分野別計画が下りてくという仕組みがありますので、この「基本計画」が、今策定途上にある中で、今回諮問をされました、第5次の「一般廃棄物処理基本計画」とどのように整合しようとしているのか。そういった考え方についてはお聞きしておこうと思います。

○ごみ減量推進課長 「基本計画」で豊島区の大きいところ、その次に「環境基本計画」もあり、それぞれ整合性をとりながら進めていっているところですが、整合性のとり方というのは、環境審議会の打ち合わせだとか、そういう会を開いてその中で整合性を取っていきながら、進めていければと思っています。

○委員 先ほど、災害廃棄物のことについて、教えていただきましたけれども、その時のやり取りでは、豊島区の「地域防災計画」が改定されてから、「災害廃棄物処理基本計画」を議論していきたいということだと思うのですが、そういうスケジュール感だと理解をしました。ただ先ほどスケジュールを見ましても、第4回審議会からということでおっしゃいましたが、ほぼこの第4回だけで議論するというか、審議するということでしかないように思うのです。次の回ではもう答申案が示されるわけですし、そこからは通常ですと微修正というか、大きな考え方を盛り込んだりというのは基本的にはあまり現実的ではないという風に思います。それともう一つは、豊島区だけに関することではないので無理があるかもしれませんが、今日のテレビの番組でも、富士山の噴火に対する懸念、これはもうずいぶん前から言われていることではありますけれど

も、まだまだ具体的な取り組みや対応については、国の方もこれからだみたい報道がされていました。東京都は独自に噴火への対応、火山防災について、独自の取り組みも始めているとは聞いていますが、これも今回の諮問の中には能登半島地震を契機にしてということが書かれていますけれども、災害廃棄物は地震だけに限らないわけでありますので、水害ですとか、その他の災害、そして取りざたされている富士山の噴火に伴う廃棄物や、交通麻痺の問題、これは防災の方の分野にあたるかもしれませんが、広くこの「災害廃棄物処理基本計画」については、議論はなるべく早く進めた方が、よいのではないかという印象を持っていますが、その辺についてのご見解はいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 「災害廃棄物処理基本計画」については、前回「災害廃棄物処理基本計画」を審議会にかけた時には、計画自体を策定するという趣旨で審議会にかけていました。今回については、被害想定が変わって、災害廃棄物の量が変わったところから、それぞれの区で「地域防災計画」が見直されることに併せて、整合性を取って見直していこうというところから考えてございます。火山の話なのですけれども、豊島区には残念ながら、「地域防災計画」の中に火山というところがございません。今後火山編を作ることを検討していることは間違いなのですが、まずは今やる「地域防災計画」は地震編と風水害編について9月の防災会議で、検討されるのではないかと考えておりますので、それを受けた後、整合性を取りながらこちらの「災害廃棄物処理基本計画」については、修正をしていこうと考えています。

○委員 はい。ありがとうございました。

○会長 その他ございますでしょうか。

○委員 プラスチックのリサイクルについて、豊島区の皆様のご努力で、成果を上げているのは素晴らしいと思います。先ほど出ました意見にわたくしも同意します。何々を周知するも大事かと思いますが、その前に審議会の場に、例えばですけれども、プラスチックをやっている、メーカーの方を呼んで、分別管理をやることによって、これだけのコストが減るんですよだとか、皆さんの努力によって事業者がこういうよいことがあるというのを、お話を伺うとかできればよいと思いました。それと、私は特に子どもに対する、学校教育なのか、家庭教育なのかそういう観点の、次世代を担う若者たちに教育の場を提供できないか、学校の現場の方にお話を聞くだとか、あってもいいのかなと思うのですが、そういうことは可能なのでしょうか。

○ごみ減量推進課 今実際にプラスチックの中間処理をしていただいている、企業の方にも委員として審議会に入っていただいておりますので、今委員がご指摘いただいた観点でお話いただくことも可能かと思います。また、子どもたちに対する環境教育の話に

については、確かに重要だと考えておりますので、当然今回改定される「一般廃棄物処理基本計画」の中にもそういうところも盛り込みながら進めていければと考えております。

○委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員 改定のポイントについてなのですが、特別区さんが他自治体と一番違うのはごみ処理の全てではなく、主に収集の部分を担当しているということですね。この視点を盛り込んだ方がよいかなと思いました。どのようなリサイクルをするかという話はごみを出した先の問題なので、ごみをどう出すかがいちばん重要なポイントだと思います。まずは、高齢者に対してどう対処していくか。ごみステーションまでごみを持っていけなくなることに對して、戸別収集にするのか。他のシステムにしていくのか。2番目としては外国人への対応。外国人には限りませんが、ごみの出し方に慣れていない人にどうやってごみ排出のガバナンスというか、適正な排出を促せるのか。いまのやりかたでうまくできないのであれば、そういう方々でもできるようなシステムにするしかない。それをどう考えていくのかということがあります。それから、住居形態ですね、特に豊島区には共同住宅が多いと伺っておりますけれども、そういった場合の集め方をどうしたらよいのか。例えば集団回収は、昔のように町内会で学校に集まってだけではなくて、共同住宅が、資源回収業者と契約して、そこに集まったものを回収業者が持っていくようなところもあるみたいです。それも集団回収に含まれています。そういったシステムもありますので、今後どうしていくのがいいのか。この3点が、収集に関して今の課題であると思いますので、ぜひそう言ったことも盛り込んでいただけたらよりよい計画になるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 集団回収の方法だとか、区の収集に慣れない方の収集だとか、住居の形態に合わせた収集の形態だとか、そういったことも計画のポイントに入れながら今後資料を作成してまいりたいと思います。

○会長 その他ございますか。

○委員 ごみ収集すごく大事だとは思いますが、今日本のやり方って、基本的には置いて、ばらばらになってしまうこともあります。私は海外の実態についてあまり知らないのですが、例えばアメリカでは箱があって車が来て直接入れていく、台湾なんか車が来た時に投げこんでいくだとか、そういうことをやっていると思うのですが、日本で今のやり方よりうまくいきそうな事例があったら教えていただきたいのですが、参考にできるような国がありますでしょうか。

○委員 特に参考になるような国はすぐには思いつきません。宅配便みたいなシステムは検討されているようです。お金はかかってしまうみたいですが。あと外国のようにごみ

箱を街角に置ければよいのですが、日本は道が狭いもので、難しいかなと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 その他ございますか。私の方から少しだけ。1-8 で計画改定のポイントをまとめられているのですが、その中で事業者への情報発信に関連するのですが、フードドライブの設置や食べきり協力店、食品ロス対策について書いておりますけれども、豊島区では食べきり協力店で望ましい対応している業者を表彰するとか、インセンティブを与えるような仕組みが何かあるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ホームページに載せて紹介ぐらいしかやっていることがないです。今年からは皆さんが見てもらえるような情報発信に変えていこうと考えているところです。

○会長 食品ロスのミシュランとかそういう方法で何かインセンティブを与えると、そういうことが考えられるといいのかなと思います。ほかの区では表彰制度などを作っていて、ごみ減量に望ましい取り組みをしている団体に対して募集なり調査をすることで、毎年表彰するという形でホームページに出すという取り組みをされている。そういうふうにしますと、基本的に事業者は褒めてもらえるという取り組みを率先してしますので、何らかのインセンティブを与えないと伸び悩むというのがあると思うので、ぜひそういった視点もお願いしたいなと思います。それではその他ございますでしょうか。全体を通して何かございましたらお願いいたします。特にご発言したいことがありましたらお願いいたします。

○委員 今日は皆さんのご意見を聞かせていただきましたが、私共は中間処理業者で各区の行政の仕事もしている業者になります。私がひとこと言わせていただきたいのは、この文章全て豊島区の方針・計画になるんですよ。それに足りないことがあれば、皆さんのご意見を聞かせていただいて、進めていただくということが基本だと思うので、ごみ減量推進課の方でこの資料よく作ったなど。私は感謝申し上げます。足りない部分があればアドバイスしていきたいというふうに、豊島区のリサイクル化を益々進めていくことができればと思います。きちんと整理しながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○委員 私どもは実際問題豊島区のびん・かん・ペットボトルの中間処理をしている業者になりますが、処分場所は足立区の方にございまして、日々悪戦苦闘しながらいろいろな問題を抱えたうえで、やらせていただいております、実際の生の声ですね、聴いていきまして、いい方向に進んでくれればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○会長 その他全体をとおして特にご発言がないようでしたら、それでは事務局から、連

絡事項等があるということですので、お願いいたします。

○ごみ減量推進課長 長時間のご審議いただきましてありがとうございました。連絡事項を2点お伝えさせていただきます。

1点目ですが、本日の会議録につきましては、直ちに作成作業に入り、委員の皆様には8月中に確認のご連絡をさせていただく予定です。会議録ですが、原則として会議でのご発言をそのまま記録させていただくものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしくお願いいたします。皆様にご確認いただきましたら、区HPに掲載いたします。

2点目に、次回の審議会の開催ですが、本年度は全3回の開催を予定しております。次回からは計画改定に向けて、具体的な施策について審議していただきたいと考えております。次回開催は10月頃を予定しておりますのでまた改めて通知させていただきます。審議会開催の折には、ぜひご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○会長 それではこれもちまして、第6期第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。長時間ご議論をいただきまして、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(11時52分閉会)

会 議 の 結 果	・松波淳也委員を会長、斉藤崇委員を会長代理に選任し、会議は原則公開とする。 ・第5次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定と豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正について、今後審議していく内容と進め方について質疑及び意見があった。
提出された資料等	・資料第 1-1 号 第6期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿 ・資料第 1-2 号 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例 ・資料第 1-3 号 豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱 ・資料第 1-4 号 諮問書（写） ・資料第 1-5 号 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要 ・資料第 1-6 号 国・都等の動向 ・資料第 1-7 号 本区の状況と計画の進捗状況 ・資料第 1-8 号 計画改定のポイント ・参考資料第 1-1 号 第5期 豊島区リサイクル・清掃審議会 答申 ・参考資料第 1-2 号 第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画
そ の 他	